

議案第 13 号

臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

効率的で多様な任用・勤務形態が必要とされている現状を踏まえ、非常勤職員の制度を導入するため、また、他の地方公共団体の臨時的任用職員との均衡を踏まえ、臨時的任用職員の勤務条件の見直しを行うため、この条例を制定するものです。

臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例(平成24年羽曳野市条例第16号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例

目次中 「第5章 賃金等(第12条―第18条) 第6章 雑則(第19条―第22条)」を「第5章 賃金等(第12条―第19条) 第6章 雑則(第20条―第23条)」に改める。

第1条中「この条例は、」の次に「一般職の職員で非常勤のもの(以下「非常勤職員」という。)及び」を加える。

第2条第1号中「(昭和25年法律第261号)」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

この条例において「非常勤職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第17条第1項の規定により任命する職員(同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。)のうち、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第2条第1項第1号に規定する職員(以下「常勤職員」という。)に定められた勤務時間より短い勤務時間のものをいう。

第3条中「臨時職員」を「非常勤職員及び臨時職員(以下「非常勤職員等」という。)」に改める。

第4条中「第2条各号」を「第2条第2項各号」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

非常勤職員の任用期間は、1の年度のうち任命権者が必要と認める期間とする。

第 5 条中「臨時職員」を「非常勤職員等」に改める。

第 6 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

非常勤職員の週休日及び勤務時間の割振り、週休日の振替等、休日並びに休日の代休日については、羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年羽曳野市条例第 2 号)第 3 条から第 5 条まで、第 10 条及び第 11 条の規定の例による。

第 7 条及び第 9 条中「臨時職員」を「非常勤職員等」に改める。

第 10 条を次のように改める。

(年次有給休暇)

第 10 条 年次有給休暇は、6 月を超える任用期間が見込まれる非常勤職員等を任用した際、当該非常勤職員等の任用期間及び勤務日数等を考慮して、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 39 条第 1 項及び第 3 項に基づき算定される日数を規則で定めるところにより当該任用期間の初日に与える。

第 11 条及び第 12 条中「臨時職員」を「非常勤職員等」に改める。

第 13 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

非常勤職員の賃金の月額は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)別表の給料表の 1 級の職務の級における最高の号給の月額を超えない範囲内で規則で定める。

第 14 条第 2 項を同条第 5 項とし、同条第 1 項中「前条第 2 項」を「前条第 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条に第 1 項から第 3 項までとして次の 3 項を加える。

非常勤職員がその職に就いた日が月の初日でないとき又はその職を離れた日が月の末日でないときは、日割計算により当該月の賃金を支給する。

2 非常勤職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の初日から末日までの賃金を支給する。

3 非常勤職員が出産その他の規則で定める事由のため勤務しないときは、規則で定めるところにより賃金を減額する。

第 15 条第 1 項中「臨時職員」を「非常勤職員等」に改め、同条第 2 項中「(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)」を削る。

第 16 条中「臨時職員」を「非常勤職員等」に改める。

第 17 条第 1 項及び第 2 項中「臨時職員」を「非常勤職員等」に、「第 13 条第 1 項」を「次条に規定する勤務 1 時間当たりの額又は第 13 条第 2 項」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 あらかじめ第 5 条の規定により定められた 1 週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた非常勤職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務 1 時間につき、次条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの額に 100 分の 25 の割合を乗じて得た額を割増賃金として賃金に加算して支給する。ただし、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が規則で定める時間に達するまでの間の勤務については、この限りではない。

第 22 条中「臨時職員」を「非常勤職員等」に改め、同条を第 23 条とする。

第 21 条第 2 項中「第 17 条第 1 項及び第 2 項」を「第 17 条」に改め、「場合」の次に「及び第 18 条の規定により勤務 1 時間当たりの額を算定する場合」を加え、同条第 3 項を削り、同条を第 22 条とする。

第 20 条を第 21 条とする。

第 19 条中「臨時職員」を「非常勤職員等」に改め、同条を第 20 条とする。

第 18 条第 4 項第 1 号中「臨時職員」を「非常勤職員等」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条中第 3 項を第 7 項とし、第 2 項を第 6 項とし、同条第 1 項中「賃金等」を「臨時職員の賃金等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条に第 1 項から第 4 項までとして次の 4 項を加える。

非常勤職員の賃金は、月の初日から末日までの期間について、その月の月額をその月の賃金の支給日に支給する。

2 非常勤職員の通勤に係る費用の支給方法及び返納については、一般職の常勤職員に準じる。

3 非常勤職員の割増賃金は、その月の額を翌月の賃金の支給日に支給する。

4 非常勤職員の賃金の支給日については、一般職の常勤職員に準じる。

第 18 条を第 19 条とする。

第 17 条の次に次の 1 条を加える。

（勤務 1 時間当たりの額）

第 18 条 非常勤職員の勤務 1 時間当たりの額は、賃金の月額に 12 を乗じて得た額を、当該非常勤職員の 1 年間の勤務時間で除して得た額とする。

2 日給臨時職員の勤務 1 時間当たりの額は、賃金の日額を、当該臨時職員の 1 日の勤務時間で除して得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例第 3 条の規定による同条例第 2 条第 1 項の非常勤職員の任用のために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)の一部を次のように改正する。

第 26 条を次のように改める。

(非常勤職員等の賃金等)

第 26 条 一般職の職員で非常勤のもの(一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例第 2 条第 1 項に規定する非常勤職員をいう。)及び臨時的任用職員(同条第 2 項に規定する臨時職員をいう。)の賃金等については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。

(羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

4 羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年羽曳野市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条を次のように改める。

(非常勤職員等の勤務時間、休暇等)

第 18 条 一般職の職員で非常勤のもの(一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例(平成 24 年羽曳野市条例第 16 号)第 2 条第 1 項に規定する非常勤職員をいう。)及び臨時的任用職員(同条第 2 項に規定する臨時職員をいう。)の勤務時間、休暇等については、第 2 条から前条までの規定にかかわら

ず、別に定める。

第 19 条を削り、第 20 条を第 19 条とする。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 5 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 41 年羽曳野市条例第 382 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

企業職員で一般職に属する地方公務員(一般職の職員で非常勤のもの(一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例(平成 24 年羽曳野市条例第 16 号。以下「非常勤職員等条例」という。))第 2 条第 1 項に規定する非常勤職員をいう。以下「非常勤職員」という。))及び臨時的任用職員(同条第 2 項に規定する臨時職員をいう。以下「臨時職員」という。))を除く。以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

第 17 条を次のように改める。

(非常勤職員等の賃金等)

- 第 17 条 企業職員で非常勤職員及び臨時職員(以下「非常勤職員等」という。)の賃金等については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、非常勤職員等条例に規定する非常勤職員等の賃金等を基準とし、企業の特異性及び実態を考慮して管理者が定めるものとする。

臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p><u>一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例</u></p> <p>目次</p> <p>第1章～第4章 省略</p> <p><u>第5章 賃金等(第12条～第19条)</u></p> <p><u>第6章 雑則(第20条～第23条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>一般職の職員で非常勤のもの(以下「非常勤職員」という。)</u>及び<u>臨時的任用職員(以下「臨時職員」という。)</u>の任用、勤務時間、賃金その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 <u>この条例において「非常勤職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第17条第1項の規定により任命する職員(同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。)</u>のうち、<u>地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第2条第1項第1号に規定する職員(以下「常勤職員」という。)</u>に定められた勤務時間より短い勤務時間のものをいう。</p> <p>2 この条例において「臨時職員」とは、次の各号に掲げる規定により臨時的に任用される一般職の職員をいう。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条第5項</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>第2章 任用</p> <p>(任用)</p> <p>第3条 任命権者は、職務内容、職場の実態等を考慮し、業務上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、<u>非常勤職員及び臨時職員(以下「非常勤職員等」という。)</u>を任用することができる。</p> <p>(任用期間)</p> <p>第4条 <u>非常勤職員の任用期間は、1の年度のうち任命権者が必要と認める期間とする。</u></p>	<p><u>臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例</u></p> <p>目次</p> <p>第1章～第4章 省略</p> <p><u>第5章 賃金等(第12条～第18条)</u></p> <p><u>第6章 雑則(第19条～第22条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>臨時的任用職員(以下「臨時職員」という。)</u>の任用、勤務時間、賃金その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>1 この条例において「臨時職員」とは、次の各号に掲げる規定により臨時的に任用される一般職の職員をいう。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第5項</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>第2章 任用</p> <p>(任用)</p> <p>第3条 任命権者は、職務内容、職場の実態等を考慮し、業務上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、<u>臨時職員</u>を任用することができる。</p> <p>(任用期間)</p> <p>第4条</p>

<p>2 臨時職員の任用期間は、<u>第 2 条第 2 項各号に掲げる規定に定める範囲内で、1 の年度のうち任命権者が必要と認める期間とする。</u></p> <p>第 3 章 勤務時間 (勤務時間)</p> <p>第 5 条 <u>非常勤職員等</u>の勤務時間は、休憩時間を除き、1 週間当たり 37 時間 30 分を超えず、かつ、1 日当たり 7 時間 30 分を超えない範囲内において、任命権者が定める。 (週休日等)</p> <p>第 6 条 <u>非常勤職員の週休日及び勤務時間の割振り、週休日の振替等、休日並びに休日の代休日については、羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年羽曳野市条例第 2 号)第 3 条から第 5 条まで、第 10 条及び第 11 条の規定の例による。</u></p> <p>2 省略 3 省略 (時間外勤務の禁止)</p> <p>第 7 条 任命権者は、<u>非常勤職員等</u>に対し、第 5 条の規定により割り振られた勤務時間を超えた勤務又は前条に規定する週休日若しくは休日の勤務(「時間外勤務」という。)をさせてはならない。ただし、臨時又は緊急の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>第 8 条 省略 第 4 章 休暇 (休暇)</p> <p>第 9 条 <u>非常勤職員等</u>の休暇は、年次有給休暇及び特別休暇とする。 (年次有給休暇)</p> <p>第 10 条 <u>年次有給休暇は、6 月を超える任用期間が見込まれる非常勤職員等を任用した際、当該非常勤職員等の任用期間及び勤務日数等を考慮して、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 39 条第 1 項及び第 3 項に基づき算定される日数を規則で定めるところにより当該任用期間の初日に与える。</u> (特別休暇)</p> <p>第 11 条 特別休暇は、選挙権の行使、出産その他の特別の事由により<u>非常勤職員等</u>が勤務しないことが相当であると認められる場合に規則で定めるところにより与えるものとする。 第 5 章 賃金等</p>	<p>1 臨時職員の任用期間は、<u>第 2 条各号に掲げる規定に定める範囲内で、1 の年度のうち任命権者が必要と認める期間とする。</u></p> <p>第 3 章 勤務時間 (勤務時間)</p> <p>第 5 条 <u>臨時職員</u>の勤務時間は、休憩時間を除き、1 週間当たり 37 時間 30 分を超えず、かつ、1 日当たり 7 時間 30 分を超えない範囲内において、任命権者が定める。 (週休日等)</p> <p>第 6 条</p> <p>1 省略 2 省略 (時間外勤務の禁止)</p> <p>第 7 条 任命権者は、<u>臨時職員</u>に対し、第 5 条の規定により割り振られた勤務時間を超えた勤務又は前条に規定する週休日若しくは休日の勤務(「時間外勤務」という。)をさせてはならない。ただし、臨時又は緊急の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>第 8 条 省略 第 4 章 休暇 (休暇)</p> <p>第 9 条 <u>臨時職員</u>の休暇は、年次有給休暇及び特別休暇とする。 (年次有給休暇)</p> <p>第 10 条 <u>年次有給休暇は、6 月を超える任用期間が見込まれる臨時職員を任用した際、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 39 条に規定する日数を当該任用期間の初日に与える。</u> (特別休暇)</p> <p>第 11 条 特別休暇は、選挙権の行使、出産その他の特別の事由により<u>臨時職員</u>が勤務しないことが相当であると認められる場合に規則で定めるところにより与えるものとする。 第 5 章 賃金等</p>
--	--

<p>(賃金等)</p> <p>第 12 条 <u>非常勤職員等</u>には、賃金及び通勤に係る費用(以下「賃金等」という。)を支給する。</p> <p>(賃金の額)</p> <p>第 13 条 <u>非常勤職員の賃金の月額</u>は、<u>一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)別表の給料表の 1 級の職務の級における最高の号給の月額を超えない範囲内で規則で定める。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(賃金の計算方法)</p> <p>第 14 条 <u>非常勤職員がその職に就いた日が月の初日でないとき又はその職を離れた日が月の末日でないときは、日割計算により当該月の賃金を支給する。</u></p> <p>2 <u>非常勤職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の初日から末日までの賃金を支給する。</u></p> <p>3 <u>非常勤職員が出産その他の規則で定める事由のため勤務しないときは、規則で定めるところにより賃金を減額する。</u></p> <p>4 <u>臨時職員(時給による定めにより難いとして前条第 3 項の規定に基づき別に定めることができる者とされる者(以下「日給臨時職員」という。)を除く。)</u>には、月の初日から末日までの割り振られた勤務時間(規則で定める時間を除く。)に対し、同項に規定する当該臨時職員の時給を乗じて得た額を賃金として支給する。</p> <p>5 省略</p> <p>(通勤に係る費用)</p> <p>第 15 条 次に掲げる<u>非常勤職員等</u>には、規則で定めるところにより、通勤に係る費用を支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする<u>非常勤職員等</u>(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である<u>非常勤職員等</u>以外の<u>非常勤職員等</u>であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。)</p>	<p>(賃金等)</p> <p>第 12 条 <u>臨時職員</u>には、賃金及び通勤に係る費用(以下「賃金等」という。)を支給する。</p> <p>(賃金の額)</p> <p>第 13 条</p> <p>1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(賃金の計算方法)</p> <p>第 14 条</p> <p>1 <u>臨時職員(時給による定めにより難いとして前条第 2 項の規定に基づき別に定めることができる者とされる者(以下「日給臨時職員」という。)を除く。)</u>には、月の初日から末日までの割り振られた勤務時間(規則で定める時間を除く。)に対し、同項に規定する当該臨時職員の時給を乗じて得た額を賃金として支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>(通勤に係る費用)</p> <p>第 15 条 次に掲げる<u>臨時職員</u>には、規則で定めるところにより、通勤に係る費用を支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする<u>臨時職員</u>(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である<u>臨時職員</u>以外の<u>臨時職員</u>であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。)</p>
--	--

<p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする<u>非常勤職員等</u>(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である<u>非常勤職員等</u>以外の<u>非常勤職員等</u>であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。)</p> <p>2 通勤に係る費用は、一般職の職員の給与に関する条例第 11 条第 2 項に規定する額を超えない範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>(出張に係る費用)</p> <p>第 16 条 <u>非常勤職員等</u>が公務のための出張した場合は、出張に係る費用を支給する。</p> <p>2 省略 (割増賃金)</p> <p>第 17 条 規則で定める日以外の日において第 5 条の規定により定められた 1 日又は 1 週間の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた<u>非常勤職員等</u>には、正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対して、勤務 1 時間につき、<u>次条に規定する勤務 1 時間当たりの額又は第 13 条第 2 項に規定する時給に 100 分の 125 の割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 25 を加算した割合)</u>を乗じて得た額を割増賃金として賃金に加算して支給する。ただし、正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、規則で定める時間については、この限りではない。</p> <p>2 規則で定める日において勤務することを命ぜられた<u>非常勤職員等</u>には、勤務した時間に対して、勤務 1 時間につき、<u>次条に規定する勤務 1 時間当たりの額又は第 13 条第 2 項に規定する時給に 100 分の 135 の割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 25 を加算した割合)</u>を乗じて得た額を割増賃金として賃金に加算して支給する。</p> <p>3 <u>あらかじめ第 5 条の規定により定められた 1 週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)</u></p>	<p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする<u>臨時職員</u>(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である<u>臨時職員</u>以外の<u>臨時職員</u>であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。)</p> <p>2 通勤に係る費用は、一般職の職員の給与に関する条例(<u>昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号</u>)第 11 条第 2 項に規定する額を超えない範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>(出張に係る費用)</p> <p>第 16 条 <u>臨時職員</u>が公務のための出張した場合は、出張に係る費用を支給する。</p> <p>2 省略 (割増賃金)</p> <p>第 17 条 規則で定める日以外の日において第 5 条の規定により定められた 1 日又は 1 週間の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた<u>臨時職員</u>には、正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対して、勤務 1 時間につき、<u>第 13 条第 1 項に規定する時給に 100 分の 125 の割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 25 を加算した割合)</u>を乗じて得た額を割増賃金として賃金に加算して支給する。ただし、正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、規則で定める時間については、この限りではない。</p> <p>2 規則で定める日において勤務することを命ぜられた<u>臨時職員</u>には、勤務した時間に対して、勤務 1 時間につき、<u>第 13 条第 1 項に規定する時給に 100 分の 135 の割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 25 を加算した割合)</u>を乗じて得た額を割増賃金として賃金に加算して支給する。</p> <p>3 <u>前 2 項の規定は、日給臨時職員について準用する。この場合において、前 2 項中「第 13 条第 1 項に規定する時給」とあるのは「第 13 条</u></p>
--	--

を超えて勤務することを命ぜられた非常勤職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務 1 時間につき、次条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの額に 100 分の 25 の割合を乗じて得た額を割増賃金として賃金に加算して支給する。ただし、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が規則で定める時間に達するまでの間の勤務については、この限りではない。

(勤務 1 時間当たりの額)

第 18 条 非常勤職員の勤務 1 時間当たりの額は、賃金の月額に 12 を乗じて得た額を、当該非常勤職員の 1 年間の勤務時間で除して得た額とする。

2 日給臨時職員の勤務 1 時間当たりの額は、賃金の日額を、当該臨時職員の 1 日の勤務時間で除して得た額とする。

(支給方法等)

第 19 条 非常勤職員の賃金は、月の初日から末日までの期間について、その月の月額をその月の賃金の支給日に支給する。

2 非常勤職員の通勤に係る費用の支給方法及び返納については、一般職の常勤職員に準じる。

3 非常勤職員の割増賃金は、その月の額を翌月の賃金の支給日に支給する。

4 非常勤職員の賃金の支給日については、一般職の常勤職員に準じる。

5 臨時職員の賃金等及び割増賃金は、月の初日から末日までの期間について、その月の額を翌月 9 日(1 月及び 5 月にあつては翌月 11 日)に支給する。ただし、日給臨時職員について当該日に支給することが困難な場合は、任命権者は、別の日を指定することができる。

6 省略

7 省略

8 賃金及び割増賃金からの控除は、法令で認められたもののほか、次に掲げるものについて行うことができるものとする。

(1) 市立保育園に勤務する非常勤職員等の給食費の額

第 2 項に規定する日給を当該臨時職員の 1 日の勤務時間で除して得た額」と読み替えるものとする。

(支給方法等)

第 18 条

1 賃金等及び割増賃金は、月の初日から末日までの期間について、その月の額を翌月 9 日(1 月及び 5 月にあつては翌月 11 日)に支給する。ただし、日給臨時職員について当該日に支給することが困難な場合は、任命権者は、別の日を指定することができる。

2 省略

3 省略

4 賃金及び割増賃金からの控除は、法令で認められたもののほか、次に掲げるものについて行うことができるものとする。

(1) 市立保育園に勤務する臨時職員の給食費の額

(2) 省略
第 6 章 雑則
(退職)

第 20 条 非常勤職員等は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職する。

(1)～(3) 省略

第 21 条 省略

(端数計算)

第 22 条 1 省略

2 第 17 条の規定により勤務 1 時間につき加算する割増賃金の額を算定する場合及び第 18 条の規定により勤務 1 時間当たりの額を算定する場合において、当該額に 50 銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数が生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、非常勤職員等の勤務条件等に関し必要な事項は、市長が定める。

以下省略

(2) 省略
第 6 章 雑則
(退職)

第 19 条 臨時職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職する。

(1)～(3) 省略

第 20 条 省略

(端数計算)

第 21 条 1 省略

2 第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定により勤務 1 時間につき加算する割増賃金の額を算定する場合において、当該額に 50 銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数が生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

3 第 17 条第 3 項の規定により勤務 1 時間当たりの額を算定する場合において、当該額に 50 銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数が生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、臨時職員の勤務条件等に関し必要な事項は、市長が定める。

以下省略

一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p><u>(非常勤職員等の賃金等)</u> <u>第 26 条 一般職の職員で非常勤のもの(一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例第 2 条第 1 項に規定する非常勤職員をいう。)</u><u>及び臨時的任用職員(同条第 2 項に規定する臨時職員をいう。)</u><u>の賃金等については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。</u> 以下省略</p>	<p><u>(臨時的任用職員の賃金等)</u> <u>第 26 条 臨時的任用職員(臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例(平成 24 年羽曳野市条例第 16 号)第 2 条に規定する臨時職員をいう。)</u><u>の賃金等については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。</u> 以下省略</p>

羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p><u>(非常勤職員等の勤務時間、休暇等)</u> <u>第 18 条 一般職の職員で非常勤のもの(一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例(平成 24 年羽曳野市条例第 16 号)第 2 条第 1 項に規定する非常勤職員をいう。)</u>及び<u>臨時的任用職員(同条第 2 項に規定する臨時職員をいう。)</u>の勤務時間、休暇等については、<u>第 2 条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。</u></p> <p>第 19 条 省略 以下省略</p>	<p><u>(臨時的任用職員の勤務時間、休暇等)</u> <u>第 18 条 臨時的任用職員(臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例(平成 24 年羽曳野市条例第 16 号)第 2 条に規定する臨時職員をいう。)</u>の勤務時間、休暇等については、<u>第 2 条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。</u></p> <p><u>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</u> <u>第 19 条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)</u>の勤務時間、休暇等については、<u>第 2 条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が市長と協議して定める。</u></p> <p>第 20 条 省略 以下省略</p>

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 <u>企業職員で一般職に属する地方公務員(一般職の職員で非常勤のもの(一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例(平成 24 年羽曳野市条例第 16 号。以下「非常勤職員等条例」という。))</u> <u>第 2 条第 1 項に規定する非常勤職員をいう。以下「非常勤職員」という。)</u>及び<u>臨時的任用職員(同条第 2 項に規定する臨時職員をいう。以下「臨時職員」という。)</u>を除く。以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>第 3 条～第 16 条 省略 (非常勤職員等の賃金等)</p> <p>第 17 条 <u>企業職員で非常勤職員及び臨時職員(以下「非常勤職員等」という。))の賃金等については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、非常勤職員等条例に規定する非常勤職員等の賃金等を基準とし、企業の特異性及び実態を考慮して管理者が定めるものとする。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 <u>企業職員で一般職に属する地方公務員(臨時的任用職員(臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例(平成 24 年羽曳野市条例第 16 号。以下「臨時職員条例」という。))第 2 条に規定する臨時職員をいう。以下「臨時職員」という。)</u>を除く。以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>第 3 条～第 16 条 省略 (臨時職員の賃金等)</p> <p>第 17 条 <u>企業職員で臨時職員の賃金等については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、臨時職員条例に規定する臨時職員の賃金等を基準とし、企業の特異性及び実態を考慮して管理者が定めるものとする。</u></p> <p>以下省略</p>